

生活

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成20年度の情報公開制度の実施状況

公文書の開示請求および申出実績は、次のとおりでした。

開示の請求	
請求者数	7人
請求件数	26件
全部開示	※1 14件
部分開示	※2 6件
非開示	3件
不存在	3件
不服申し立て	1件
開示の申出	
申出者数	1人
申出件数	2件
不存在	2件

平成20年度の個人情報保護制度の実施状況

個人情報ファイルの保有実績は、次のとおりでした。

実施機関	件数
市長	102件
教育委員会	2件
選挙管理委員会	3件
監査委員	0件
公平委員会	0件
農業委員会	3件
固定資産評価審査委員会	0件
水道事業	1件
消防長	3件
議会	0件

個人情報の開示請求は、次のとおりでした。

開示の請求	
請求者数	2人
請求件数	3件
全部開示	※1 2件
一部開示	※2 1件

※1 請求などの対象となる公文書の全部を開示

※2 請求などの対象となる公文書のうち、個人のプライバシーなど開示できない一部を除いて開示

▼総務課

☎23局3506 FAX23局0180

6月は母子家庭等医療費受給者証の更新月です

「母子家庭等医療費受給者証」をお持ちの方に、8月1日から利用可能となる受給者証への更新手続きを行うための「更新申請書」を郵送します。必要事項を記入のうえ、6月中に市役所保険年金課または赤羽根市民センター・渥美支所市民生活課へ提出してください。

申請書を提出しない場合、所得の判定を行うことができないため、新しい受給者証をご用意できません。期限内に忘れないよう手続きを行ってください。

母子家庭等医療費の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円

【例】受給者の扶養親族数が2人で、所得が2,680,000円を超えてない場合、引き続き受給資格があると判定されます。

所得判定の結果により...

●引き続き受給資格のある方

新しい受給者証と、現在お持ちの受給者証（旧受給者証）を回収するための返信用封筒を、7月下旬に郵

送します。8月以降は新しい受給者証をご利用いただき、旧受給者証はご返送ください。

●所得額が制限額を超えた方

受給資格喪失届と、旧受給者証を回収するための返信用封筒を郵送します。

喪失届に必要な事項を記入のうえ、旧受給者証とともにご返送ください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180



平成21年経済センサス・基礎調査にご協力をお願いします

これからのまちづくりにも活用するために、7月1日現在の事業所および企業について調査を行います。全国すべての事業所および企業が調査対象となる大規模な統計調査です。

▼総務課

☎23局3506 FAX23局0180

